

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

(変更)

	担当課	保健福祉課	検索番号	1-9
法令名	生活保護法	根拠条項	78-1	
不利益処分	不正受給者からの費用徴収（生活保護）			
(根拠規定)				
生活保護法第78条第1項				
不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。				
(処分基準)				
法第78条第1項による費用返還については、次の基準により決定する。				
・生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日発社第123号厚生事務次官通知)				
第8 収入の認定				
収入の認定は、次により行なうこと。				
1 収入に関する申告及び調査				
(1) 要保護者が保護の開始又は変更の申請をしたときのほか、次のような場合に、当該被保護者の収入に関し、申告を行なわせること。				
ア 実施機関において収入に関する定期又は随時の認定を行おうとするとき。				
イ 当該世帯の収入に変動のあったことが推定され又は変動のあることが予想される時。				
(2) 収入に変動があるときの申告については、あらかじめ被保護者に申告の要領、手続等を十分理解させ、つとめて自主的な申告を励行させること。				
(3) 収入に関する申告は、収入を得る関係先、収入の有無、程度、内訳等について行なわせるものとし、保護の目的達成に必要な場合においては、前記の申告を書面で行なわせること。なお、その際これらの事項を証明すべき資料があれば、必ずこれを提出させること。				
(4) 収入の認定にあたっては、(1)から(3)までによるほか、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障の施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行ない、必要に応じて関係先につき調査を行なう等収入源について直接に把握すること。				
第10 保護の決定				
保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第1に衣食等の生活費に、第2に住宅費に、第3に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業(高等学校等への就学に必要な経費を除く。)、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。				
・生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知)				
第10 保護の決定				
2 保護の要否及び程度の決定				
(1) 保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。				